

公 示 日 : 2025 年 11 月 26 日 (水)

調達管理番号 : 25a00714

国 名 : ネパール

担 当 部 署 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第三チーム

調 達 件 名 : ネパール国国家建築基準遵守及び耐震にかかる普及プロジェクト詳細計画策定調査 (建築・耐震)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 建築・耐震

(2) 格 付 : 3 号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2026 年 1 月上旬から 2026 年 2 月中旬

(2) 業務人月 : 1.15

(3) 業務日数 : 準備業務	現地業務	整理業務
4 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提 出 期 限 : 2025 年 12 月 10 日 (水) (12 時まで)

(4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E)

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 12 月 19 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	建築、耐震補強にかかる調査/業務
対象国及び類似地域	ネパール及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （1）参加資格のない社等：特になし
（2）必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2015 年 4 月 25 日、カトマンズの西約 76km を震源とするマグニチュード 7.8 の地震が発生した。この地震により、約 8,790 人が死亡、約 22,300 人が負傷し、約 50 万戸の家屋が全壊、約 26 万戸の家屋が損壊した。

都市開発省（Ministry of Urban Development：以下「MoUD」という）は、JICA の協力を得て ハザード及びリスクの評価を実施した。その結果、ネパール中央南部シナリオ地震が発生した場合、カトマンズ盆地では 270,000 棟以上（約 62%）の建物が被害を受け、1,200,000 人（人口の約 42%）以上の住民が避難を余儀なくされるとの分析が示され、今後の地震によるリスクを軽減するためには建築物の耐震化等が重要であることが明らかになった。

ネパールでは国家建築基準（Nepal National Building Code：以下「NNBC」という）のうち、耐震基準に関わる建築基準（National Building Code：以下「NBC」という）105 が 2020 年 8 月に改定され、新築建物に対する規制強化が進められている。一方、2015 年の震災以降、カトマンズ盆地では建築構造の主流が組積造から鉄筋コンクリート造に移行しているが、建築主や施工者において法令遵守の意識や知識不足から図面と異なる施工がされてしまうことも多く、行政の設計・施工検査能力、建築技術者の施工監理能力、施工業者の品質管理能力や関係者の法令遵守への啓発等が課題となっている。

こうした状況を踏まえて実施された、「安全な建物建設のための建築基準順守促進プロジェクト（2019 年～2025 年）」では、建築許可実務手順書（Building Construction Working Procedure：BCWP）の改訂、電子建築許可システム（Electronic Building Permit System：e-BPS）の拡充、7 箇所のパイロット自治体における BCWP の普及、マスタートレーナーの研修などが実施された。これらの成果を全国に展開するため、カトマンズ盆地以外の自治体を新たにパイロット対象として選定し、取り組みの範囲を拡大するとともに、耐震補強技術を導入することを期待し、ネパール政府は我が国に技術協力プロジェクトを要請した。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2026 年 1 月上旬)

- ① 要請背景・内容、JICA ネパール事務所による現地調査の結果を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ネパール側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。必要に応じて建設・耐震補強の技術を持つ本邦企業にもヒアリングを行う。
- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案、PO(Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2026 年 1 月中旬～2026 年 2 月上旬)

- ① JICA ネパール事務所等との打合せに参加する。
- ② ネパール側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の部署別人数、各人のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) 建築・耐震における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ) 完了した「安全な建物建設のための建築基準順守促進プロジェクト（2019 年～2025 年）」で提案されている内容の進捗、成果の活用状況について確認する。
 - ウ) 建築・耐震関連組織の役割分担、業務の概要を把握する。
 - エ) 建築・耐震関連の法制度、政策、計画について文献の収集、関係機関へのヒアリングを通じて整理、分析する。
 - オ) 建築許可実務手順書 (Building Construction Working Procedure :

BCWP)の改訂、電子建築許可システム(Electronic Building Permit System : e-BPS)の拡充について対象自治体候補について概要を整理する。

- 力) 対象自治体について、選定方法と共に提案する。
 - キ) 提案する対象自治体について建物に関する情報(件数、負傷者数、死亡者数、要因、建築許可の実施有無等)を収集する。
 - ク) 提案する対象自治体について、関連各組織の現状を分析する。
 - ケ) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
 - コ) 当該分野における他ドナーの活動実態に関して情報収集し、整理する。
- ④ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
- ア) ネパール側からの意見について、建築・耐震の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
 - イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制(関連する組織、分野別能力・人数)の案を提案する。
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、P0 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ネパール事務所等に報告する。

(3) 整理業務(2026 年 2 月中旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② PDM 案、P0 案、R/D(Record of Discussions)案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文 3 部)

2026 年 2 月 18 日(水)までに提出

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 1 月 18 日～2 月 7 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 建築・耐震（本コンサルタント）

エ) 評価分析／ジェンダー（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間

については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通 訳 備 上 : なし

オ) 現地日程のアレンジ : JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第三チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

依頼メール件名 : 「資料送付依頼_ (調達管理番号) _ (法人名) 」

- ・ 「安全な建物建設のための建築基準順守促進プロジェクト (2019年～2025年) 」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上